主　　文

1　一審原告の控訴及び当審における請求の拡張に基づき、原判決を次のとおり変更する。

⑴　一審被告は、一審原告に対し、８万３８２０円及びこれに対する令和２年３月２日から支払済みまで年５％の割合による金員を支払え。

⑵　一審原告のその余の請求を棄却する。

2　一審原告のその余の控訴及び一審被告の控訴をいずれも棄却する。

3　訴訟費用は、第一、二審を通じてこれを１０分し、その９を一審原告の負担とし、その余を一審被告の負担とする。

4　この判決は、第１項⑴に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第１　控訴の趣旨

1　一審原告

⑴　原判決を次のとおり変更する。

ア　主文第１項⑴と同旨。

イ　一審被告は、一審原告に対し、７０万１０００円及びこれに対する令和２年２月２１日から支払済みまで年５％の割合による金員を支払え。

⑵　訴訟費用は、第一、二審とも、一審被告の負担とする。

⑶　仮執行宣言。

2　一審被告

⑴　原判決中、一審被告の敗訴部分を取り消す。

⑵　上記⑴の部分に係る一審原告の請求を棄却する。

⑶　訴訟費用は、第一、二審とも、一審原告の負担とする。

第２　事案の概要（略語は原判決の例による。）

1　本件は、一審原告が、一審被告による滞納処分としての本件差押処分（差押時残高１３万３４８６円の本件貯金債権の差押え）、本件取立て及び本件配当

処分に関し、①本件差押処分は一審原告の給与を原資とする本件貯金債権を差し押さえるものであるから、当該給与の差押禁止部分８万３８２０円については不当利得が成立する旨主張して、民法７０３条及び７０４条に基づき、８万３８２０円及びこれに対する利得日（本件取立ての日）である令和２年３月２日から支払済みまで平成２９年法律第４４号による改正前の民法所定の年５％の割合による法定利息の支払を求め、また、②本件差押処分は一審被告の職員による違法な職務行為によるものである旨主張して、国家賠償法１条１項に基づき、７０万１０００円（慰謝料５０万円、上記①の請求に係る訴え提起手数料１０００円、弁護士費用２０万円）及びこれに対する不法行為日（本件差押処分の日）である令和２年２月２１日から支払済みまで上記改正前の民法所定の年５％の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、上記①の不当利得返還請求については、不当利得の成立を認める一方で、悪意の受益者には当たらないとし、上記給与の差押禁止部分８万３８２０円のうち原審段階での一審原告の請求額７万６２９９円及びこれに対する支払催告日（訴状送達日）の翌日である令和２年７月１４日から支払済みまで年５％の割合による遅延損害金の支払を求める限度で請求を認容し、その余を棄却した。一審原告が、自身の敗訴部分を不服として控訴するとともに、請求額を原審段階の７万６２９９円から８万３８２０円に拡張した。一審被告も、自身の敗訴部分を不服として控訴した。

また、原審は、上記②の国家賠償請求については、不法行為の成立（損害の発生）を否定し、一審原告の請求を棄却した。一審原告が、これを不服として控訴した。

２　関係法令の定め、前提事実、争点及び当事者の主張は、原判決を次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第２「１」から「３」までに記載のとおりであるから、これを引用する。

⑴　原判決５頁８行目の「５万７１８７円」を「４万９６６６円（県警の給与

を原資とする貯金債権１２万４８２０円のうち４万１０００円、本件ホテルの給与を原資とする貯金債権２９６７円の全部、給与を原資とする貯金債権とは特定できない５６９９円の合計額）」に改める。

⑵　原判決５頁８行目及び１７行目の「７万６２９９円」をいずれも「８万３８２０円」に改める。

⑶　原判決５頁２１行目の「悪意の受益者に当たる」を「本件取立ての日に悪意の受益者となる」に改める。

⑷　原判決６頁２４行目の「本件差押処分」を「本件配当処分」に改める。

第３　当裁判所の判断

１　当裁判所も、原審と同様に、不当利得返還請求については８万３８２０円の不当利得の成立を認め、国家賠償請求については不法行為の成立（損害の発生）を否定するのが相当と判断するが、原審と異なり、一審被告は悪意の受益者に当たると判断する。その理由は、原判決を次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第３に記載のとおりであるから、これを引用する。

⑴　原判決１４頁２行目の末尾を改行して次のとおり加える。

「　これに対し、一審被告は、機構主任や機構課長と一審原告とのやり取りだけでは機構主任や機構課長が県警会計からの給与収入を認識していたと認定することはできない旨重ねて主張する。しかし、本件口座に「トクシマケンケイ　カイケイ」から毎月十数万円の振込みがあったことを機構主任や機構課長が事前に認識していたことについては、当事者間に争いがない。常識的に考えて、この毎月十数万円の振込みが給与以外の振込みであるとは考え難い。本件においては、このことだけでも機構主任や機構課長が県警からの給与収入を認識していたと認定することができる。一審被告は、上記振込みについても縷々主張するが、それらの主張によっても、本件口座に上記振込みがあったことを機構主任や機構課長が事前に認識していたことに変わりはない。一審被告の主張は採用できない。」

⑵　原判決１５頁１１行目から１８行目までを次のとおり改める。

「　また、そのことを認識していた以上、機構主任や機構課長は、本件差押処分の一部に法律上の原因がないことその他の不当利得の発生原因となる事実を全て認識していたことが認められる。したがって、一審被告は、悪意の受益者に当たる。なお、仮に機構主任や機構課長が平成１０年の最高裁判決によれば不当利得が成立しないと考えていたとしても、単なる法の不知にすぎず、悪意の受益者に当たらないことの理由にはならない。」

⑶　原判決１５頁２３行目の「なお、」から２６行目の末尾までを「また、一審被告は悪意の受益者に当たるから、一審原告の主張する利得日（本件取立ての日）から法定利息の支払義務が発生する。」に改める。

⑷　原判決１６頁１行目の「原告が」から５行目の末尾までを「一審原告の不当利得返還請求は、全部理由がある。」に改める。

⑸　原判決１６頁１７行目を改行して次のとおり加える。

「　これに対し、一審原告は、本件差押処分により生命の危機に瀕し、健康、生活、精神状態、人間関係等に壊滅的な被害を受けた一審原告には、不当利得の返還を受けてもなお慰謝されるべき精神的損害が発生している旨当審において強く主張する。しかし、①一審原告が、本件差押処分により８万３８２０円を適時に使用できなくなったことによって、生命の危機に瀕し、健康、生活、精神状態、人間関係等に壊滅的な被害を受けたことを認めるに足りる客観的な証拠は見当たらないこと、②一審原告は、本件差押処分の約２か月半後の返金の申入れには応じなかったこと、③一審原告は、滞納処分を免れる目的で、機構主任や機構課長に対し、退職済みの勤務先に在職中であるという虚偽の説明をしたり、後日、その説明の虚偽が発覚すると、今度は無職であるという虚偽の説明をしたり、また、滞納処分を引き延ばす目的で、機構主任や機構課長と今後の納税について機構庁舎で協議することを約束しながら当日に虚偽の理由で約束を取り消すということを５回も繰り返すなど、

本件滞納町税の納付義務を負担する者として極めて不誠実な対応に終始したことがそれぞれ認められるところ、以上の各事情等に照らせば、本件においては、不当利得の返還を受けてもなお慰謝されるべき精神的損害の発生を認めるべき特段の事情があるとはいい難い。一審原告の主張は採用できない。」

⑹　原判決１６頁２１行目の末尾に「これに対し、一審原告は、本件のように法律上の原因のない滞納処分の事案においては、訴え提起の手数料も損害に当たる旨主張する。しかし、仮に損害に当たるとすると、その損害賠償請求を認容する判決と、訴訟費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分とで、二重に債務名義を取得し得る結果となる。一審原告の主張は採用できない。」を加える。

２　以上のとおり、原判決は一部相当でなく、また、当審における一審原告の拡張請求は理由があるから、一審原告の控訴及び請求の拡張に基づき原判決を主文第１項のとおり変更し、一審原告のその余の控訴及び一審被告の控訴はいずれも理由がないから棄却し、仮執行宣言は主文第１項⑴に限り付すのが相当と認め、主文のとおり判決する。

高松高等裁判所第２部

裁判長裁判官

藤　　田　　昌　　宏

裁判官

石　　原　　和　　孝

裁判官

5 金　　洪　　周